

平成29年度社会福祉法人愛知県厚生事業団事業報告書

1 経営方針

施設福祉を実施するにあたり、利用者の尊厳の保持と意思決定を尊重した、安全安心で快適な生活支援を行うなか、多様化する利用者ニーズに真に向き合い、利用者本位の質の高いサービスの提供を目指す。また、地域の行政とともに新しい福祉の在り方の検討に積極的に参画し、地域福祉の担い手として更なる役割を果たす。このためには、安定した持続可能な経営基盤を目指す財務収支の均衡と高い専門性を持って積極的に社会貢献を行える人材の育成が不可欠である。一方で、介護人材の確保のために、快適な職場環境の形成が不可欠である。よって、次の経営方針を定め、事業を推進した。

(1) 利用者にとって安全、安心、快適な生活づくり

福祉サービス・ケアを必要とする利用者が尊厳を持って健やかで安心な生活ができるよう支援するため、満足と信頼を得られる生活環境整備及び援助技術の水準向上並びにサービスの質的向上を図った。

(2) 職員にとって安全、安心、快適な職場環境づくり

福祉サービスを担う職員の持つ能力を十分に発揮できる職場環境づくりを推進するため、人材の確保と業務の効率化を進めた。

(3) 行政との連携と地域との共生

社会福祉法人としての責務に加え、社会福祉事業団としての役割を果たすため、地域ニーズに積極的に向き合い、地域の中核的な社会資源としていくため、地域社会の進展に寄与し、信頼される施設経営を推進した。

(4) 健全で安定的・持続可能な財政基盤の確立

公益性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い効果的・効率的施設経営を中長期的に確実に実践していくため、健全な財政基盤の確立に努めた。

2 運営施設及び職員数

(1) 運営施設

特別養護老人ホーム10施設、養護老人ホーム1施設、救護施設2施設、障害者支援施設6施設、児童心理治療施設1施設、共同生活援助（グループホーム）2施設、保育所3施設、地域包括支援センター2施設、東海・北陸中国帰国者支援・交流センター1施設の合計28施設を運営した。

(2) 職員数

1, 294. 5人

3 評議員会、理事会の開催

事業を円滑に遂行するため、次のとおり評議員会、理事会を開催した。

(1) 評議員会

開催日	議 決 事 項
定時 平成 29 年 6 月 27 日 (火)	<ul style="list-style-type: none">平成 28 年度社会福祉法人愛知県厚生事業団計算書類及び財産目録の承認について社会福祉法人愛知県厚生事業団役員の選任について社会福祉法人愛知県厚生事業団会計監査人の選任について社会福祉法人愛知県厚生事業団理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準について <p>[報告事項]</p> <ul style="list-style-type: none">平成 28 年度社会福祉法人愛知県厚生事業団事業報告及び経営計画 (第 3 期) の進捗状況について社会福祉充実計画の策定について
臨時 平成 30 年 3 月 26 日 (月)	<ul style="list-style-type: none">社会福祉法人愛知県厚生事業団役員の辞任に伴う選任について社会福祉法人愛知県厚生事業団定款の一部改正について社会福祉法人愛知県厚生事業団評議員会運営規程等の一部改正について

(2) 理事会

開催日	議 決 事 項
第 1 回 平成 29 年 6 月 12 日 (月)	<ul style="list-style-type: none">平成 28 年度社会福祉法人愛知県厚生事業団事業報告について平成 28 年度社会福祉法人愛知県厚生事業団決算について経営計画 (第 3 期) の一部変更について社会福祉法人愛知県厚生事業団定時評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定について <p>[報告事項]</p> <ul style="list-style-type: none">社会福祉法人愛知県厚生事業団経営計画 (第 3 期) 年次計画進捗状況について社会福祉充実計画の策定について
第 2 回 平成 29 年 6 月 27 日 (火)	<ul style="list-style-type: none">社会福祉法人愛知県厚生事業団理事長の選定について社会福祉法人愛知県厚生事業団常務理事の選定について会計監査人の報酬について
第 3 回 平成 29 年 10 月 17 日 (火)	<ul style="list-style-type: none">平成 29 年度社会福祉法人愛知県厚生事業団資金収支補正予算について愛厚ホーム西尾苑の定員変更について社会福祉法人愛知県厚生事業団経営計画 (第 3 期) の一部変更について <p>[報告事項]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の懲戒処分について ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について
第 4 回 平成 30 年 2 月 23 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度社会福祉法人愛知県厚生事業団資金収支補正予算 ・ 愛厚ホーム豊川苑の定員変更について ・ 平成 30 年度社会福祉法人愛知県厚生事業団事業計画並びに資金収支予算 ・ 社会福祉法人愛知県厚生事業団諸規程の一部改正について ・ 社会福祉法人愛知県厚生事業団臨時評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定について 〔報告事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について ・ 職員の懲戒処分について
第 5 回 平成 30 年 3 月 26 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人愛知県厚生事業団所属長の任免について ・ 社会福祉法人愛知県厚生事業団組織規程の一部改正について ・ 愛厚ホーム瀬戸苑の改築に係る制限付き一般競争入札の参加資格について ・ 愛厚ホーム瀬戸苑の改築に係る制限付き一般競争入札の募集のための公告の内容及び公告の方法について ・ 愛厚新生寮の改築に係る独立行政法人福祉医療機構との金銭消費貸借契約の締結について ・ 基本財産の譲受けについて

4 内部管理体制の整備及び運用状況の概要

法人のガバナンスを確保するために、理事の職務執行が法令及び定款に適合すること並びに社会福祉法人の業務の適正を確保するため、内部管理体制の基本方針を決定しており、その運用の状況は、内部管理体制の運用状況の概要（別紙）のとおりである。

5 監査

(1) 会計監査人監査

事務局及び 8 施設（小牧苑・設楽苑・佐屋苑・瀬戸苑・すぎのきの里・藤川の里・つみき保育園・支援交流センター）を抽出して会計監査人が現地に赴き計算関係書類について監査を受けた。

(2) 監事監査

ア 実地監査

施設を対象に約半数の施設において運営全般について監査を受けた。

イ 書面監査

- ① 施設を対象に実地監査を受けていない施設において会計諸帳簿、契約書その他の書類について監査を受けた。

- ② 四半期毎に法人全体の月次試算表等会計諸表について監査を受けた。

ウ 決算監査

① 実地監査

4施設（岡崎苑・瀬戸苑・藤川の里・大曾根保育園）を抽出して監事が現地に赴き決算に係る関係諸帳簿等について監査を受けた。

② 総括監査

平成28年度の法人全体の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について監査を受けた。

(3) 内部監査

ア 実地監査

施設を対象に約半数の施設において運営全般について監査した。

イ 書面監査

施設を対象に実地監査を受けていない施設において会計諸帳簿、契約書その他の書類について監査した。

6 重点取組事項

(1) 経営計画の着実な推進

「愛知県厚生事業団経営計画（第3期）」の具体的取組事項について着実に実施した。

[主な取組事項]

- ① 愛厚新生寮について、実施設計終了後直ちに制限付き一般競争入札により業者を決定し、平成28年10月から改築工事を開始した。計画どおり、本体施設は平成30年2月に竣工した。なお、付帯事業を実施する自活訓練棟は、平成30年7月に竣工予定である。
- ② 愛厚ホーム瀬戸苑及び愛厚はなのきの里について、平成28年度に実施した指名型プロポーザルを基に理事会において決定された設計業者により、平成29年4月から基本設計を行い、平成30年2月に愛厚ホーム瀬戸苑、同年3月に愛厚はなのきの里の基本設計が完了した。なお、愛厚ホーム瀬戸苑に関する老人福祉施設等設置費補助金の申請を愛知県に行った結果、平成30年4月に交付内示を受けた。
- ③ 移動支援・コミュニケーションロボット及び見守りシステムについて、特養・障害者支援施設等において試行的に導入した。
- ④ 図解式介護マニュアルについて、サービス提供時に起こる介護事故等を未然に防ぐために、実際に当法人で発生した事件事例6件を取り上げ、図解を用いて発生要因と再発防止策を説明したマニュアルを作成した。
- ⑤ 種別施設長会議等を活用し、平成30年2月に「公益活動推進プラン」を策定した。

(2) 組織統治（ガバナンス）の確立

改正社会福祉法に基づいた評議員会・理事会・監事、会計監査人など組織統治体制を確立し、県民の負託に応えるべく公正かつ透明性の高い事業経営に努めた。

(3) 内部管理体制の構築

内部管理体制の基本方針に基づき、法人の業務執行上における重要事項を機動的、多面的に

審議するため、経営会議を年3回開催した。また、コンプライアンスの取組に関する重要事項を決定するためのコンプライアンス統括委員会を定期的に2回と臨時に4回開催し、必要な施策を講じた。

(4) 事業運営の透明性の向上

改正社会福祉法に基づき、定款、計算関係書類、役員報酬規程等について、法人ホームページ上及び事務局に備え置き、公表した。

また、当法人が実施している公益的活動の実施状況等についても、法人ホームページ上及び施設の機関誌において広く地域住民に発信した。

(5) 介護サービス情報公表制度における訪問調査及び福祉サービス第三者評価等の受審

特別養護老人ホーム（居宅介護支援事業所、地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所を含む）において、情報公表制度における訪問調査を受審した。また、障害者支援施設（就労継続支援B型事業所及びケアホームを含む）及び新たに保育所3園についても福祉サービス第三者評価を受審したほか、ならわ学園についても社会的養護施設第三者評価を受審した。

(6) 人材確保に向けた取組の強化

採用困難となっている介護員について、無資格者の採用を開始し、OJT担当者研修の強化と無資格者採用後の初任者研修受講料助成を実施した。また、職員紹介による採用を促すため、人材紹介報奨金制度を創設した。

(7) 事務局への課制の導入

平成29年4月より課制（総務課・事業課）を採用し、迅速かつ柔軟な意思決定を可能とする組織体制を構築した。

7 その他

(1) 業務改善提案の実施

職員の創意、工夫を奨励し、理事長が助成する範囲内の経費で、提案者自らが実施できる提案を募集し、効果が見込まれる提案を積極的に採用することにより、事業団の業務改善の推進及び利用者サービスの向上を図ることを目的として実施し、採用提案者に対して表彰を行った。

表彰名	受賞数	摘	要
奨励賞 (実施済提案)	3件	・募集期間	6月1日～8月31日
努力賞 (実施済提案)	1件	・報告会開催日	3月7日
チャレンジ賞 (未実施提案)	5件	・応募件数	
		実施済提案	19件
		未実施提案	20件

(2) 職員表彰の実施

勤務成績優秀な永年勤続職員を対象に次のとおり表彰を実施した。

表 彰 名	被表彰者	摘 要
永年勤続表彰	47人	・知事表彰（勤続20年以上）27人 ・理事長表彰（勤続15年以上）20人

(3) 機関誌「清明」の発行

職員に共通の情報を提供し連帯性を高め明るい職場をつくるとともに、事業報告等の掲載や法人の広告のために次のとおり機関誌を発行した。

- ・ 年3回（5月、9月、1月）
- ・ 部数 各1,200部

(4) 法人PRのための広報活動

平成29年6月から法人PRのため、テレビCMの放映及び交通広告等を実施した。

内部管理体制の運用状況の概要

社会福祉法人愛知県厚生事業団（以下「事業団」という。）は、内部管理体制の基本方針に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

1 経営に関する管理体制

当事業年度において、理事会を5回開催し、各議案についての十分な審議が行われております。また、理事の職務権限規程に基づき、理事長及び常務理事の担当職務を明確化し、当該職務の執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。さらに、役職者会議を原則月2回開催し意見交換を図るほか、理事長、常務理事、理事、監事等からなる経営会議を年3回開催し、職務執行の適正性・効率性を確保しております。また、理事会等重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については適切に作成、保存及び管理されております。

2 リスク管理に関する体制

不審者侵入及び事業継続計画（BCP）に対応した防災・防犯規程に基づき各所属において防災等に関する教育及び訓練がなされております。また、利用者サービスリスク管理規程に基づき利用者サービス改善委員会を設置し、定例開催のほか事故発生の都度、適切な対応策及び再発防止策並びにサービス改善策を講ずるものとしております。さらに、苦情解決規程に基づき利用者等からの苦情の申し出があったときは誠意を持って解決するよう努めております。

3 コンプライアンスに関する管理体制

コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しております。採用時に研修を実施するほか、当事業年度において、所属長を対象にコンプライアンスに関する研修を実施しました。また、内部監査では、事業団の組織、制度及び業務が法令、経営方針及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、不正・誤謬の未然防止、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、業務の適正を確保しております。さらに、コンプライアンス規程に基づき、匿名相談できる通報窓口を設け、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行うとともに、コンプライアンス統括委員会を定期及び臨時に年6回開催し、コンプライアンス実践マニュアルの策定やコンプライアンス違反に対する分析・検討等がなされております。

4 監査環境の整備

監事は、当事業年度において5回開催された理事会への出席のほか、3回開催された経営会議への出席を通じて、理事による業務の執行を監査しております。また、施設を対象として、実地監査において運営全般について監査し、書面監査において会計諸帳簿、契約書その他の書類について監査し、さらに四半期毎に法人全体の月次試算表等会計諸表について監査しております。その他、決算監査として4施設を抽出し決算に係る関係諸帳簿等について監査し、法人全体の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について監査しております。

また、原則月2回開催される役職者会議において、理事長と監事は意見交換を図っております。